

主要検討項目④ 予防接種実施体制の構築について

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法では、二つの予防接種（特定接種及び住民接種）が規定されている。
- いずれの接種も、原則として、集団的接種により実施する。
- 予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性を踏まえ、その際の医療提供、国民生活、国民経済の状況に応じて、政府対策本部にて総合的に判断し、決定される。

分類	根拠等	優先順位
特定接種	<ul style="list-style-type: none"> ○特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うもの。 ○政府対策本部長が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種。 	<p>新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、以下の順が示されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①医療関係者 ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員 ③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。） ④それ以外の事業者
住民接種	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態宣言が行われている場合 特措法第46条に基づき、予防接種法第6条の規定（臨時の予防接種）による予防接種 ○緊急事態宣言が行われていない場合】 予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種 	<p>以下の4つの群に分類し、状況に応じ国が接種順位等を決定。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者（基礎疾患を有する者、妊婦） ②小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。） ③成人・若年者 ④高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

予防接種の接種体制等の検討に当たっての留意事項

特定接種

- 政府行動計画では、医療の提供又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者のうち、「特定接種の対象となり得る業種・職務」が示されているが、実際に特定接種の対象となり得る者は示されていない。
- 接種体制について、「集団的接種を原則とする」こととされている。

今後、国は「登録実施要領」を定める。

具体的運用は、発生した新型インフルエンザの情報、ワクチンの製造・製剤化のスピード、国民から求められるサービス水準等を踏まえ、特定接種の総枠やその対象、順位を基本的対処方針で示される。

【政府行動計画】

- 国は、登録事業者の登録を進める。このため、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領を作成し、関係省庁、都道府県及び市町村の協力を得て、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うとともに、併せて、同要領の中で登録事業者に特定接種の実施を請求する確定的権利は発生しないことなどの登録事業者の具体的な地位や義務等を明示する。（厚生労働省、関係省庁）
- 国は、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう登録事業者並びに関係省庁及びに地方公共団体に対し、接種体制の構築を要請する。（厚生労働省、関係省庁）

住民接種

- 政府行動計画では、住民接種の接種順位については、優先接種すべき群を事前に明示した上で、状況に応じ、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報等を踏まえて国が決定することとしている。
- その上で、市町村に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図ること、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める必要があるとしている。

今後、国は、接種体制の具体的なモデルを示すなど、技術的な支援を行う。

【政府行動計画】

- 市町村は、国及び都道府県の協力を得ながら、…（中略）…当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。（厚生労働省）
- 市町村は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める必要がある。（厚生労働省）
- 市町村は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める必要がある。そのため、国は、接種体制の具体的なモデルを示すなど、技術的な支援を行う。（厚生労働省、関係省庁）

論点

- 予防接種(特定接種及び住民接種)の実施主体は、本市であることから、あらかじめ予防接種実施体制を構築し、円滑な接種が可能となるよう検討しておく必要がある。
- 検討に当たっては、平成21年の新型インフルエンザA(H1N1)の流行時の取組を踏まえたものとする。
- 本市行動計画においては、政府及び京都府行動計画で明らかにされている考え方を踏まえ、現時点で想定できる内容(接種対象者の把握や対象者に応じた接種体制等)について検討し、発生時の柔軟かつ迅速な対応に備える。

検討内容

- 特定接種の接種体制
- 住民接種の接種順位に関する基本的な考え方を踏まえた接種体制の構築
- 予防接種に関する情報提供方法

【平成21年の新型インフルエンザ流行時の本市の対応】

- 5月16日 神戸市で国内初の感染確認
- 5月21日 本市内でも初の感染確認
- 10月19日～医療従事者への予防接種開始
- 11月 1日 市内で感染者死亡(第1例)の発生

【特定接種】

市内5保健所において、のべ10回実施
自己負担金1,000円、実績344人

【市民への予防接種】

予防接種協力医療機関(約1,400機関)での個別接種に加え、京都私立病院協会の協力を得て、市内29病院での一斉接種を実施した。

約23万1千人の市民が接種
(市民の約16%)

接種時期	優先接種対象者
平成21年10月19日～	インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者(救急隊員含む)
10月30日～	保健所職員及び消防局職員への特定接種の実施
11月 9日～	妊婦, 基礎疾患のある方
11月30日～	1歳～小学校低学年(1～3年生)に相当する年齢の者
平成22年 1月 4日～	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1歳未満の小児の保護者及び優先接種対象者のうち身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者 ○ 小学校高学年(4年～6年生)に相当する年齢の者 ○ 中学生, 高校生に相当する年齢の者
1月18日～	65歳以上の高齢者, 健康成人

特定接種の対象者及び接種体制

接種対象者（1）

①本市は、国が実施する登録事業者の登録等に協力

②特定接種対象者を把握し、国からの要請時の速やかな接種を準備

対象者	実施主体
医療提供業務従事者	国
登録事業者（国民生活、国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者）	国
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員	国
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員	京都府 京都市

区分	特定接種の対象となる職務	職種
区分1	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務 ○市町村対策本部の事務 ○新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握、 ○住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取 ○新型インフルエンザ等対策に必要な市町村の予算の議決、議会への報告、議会の運営 ○救急 	市町村対策本部員 市町村対策本部事務局職員 地方衛生研究所職員 保健所・保健センター職員 市会議員、市会関係職員 消防隊員
区分2	○消火、救助等	消防団員、救急搬送事務に従事する職員
区分3	民間の登録事業者と同様の業務 社会福祉・介護事業、鉄道業、火葬・墓地管理業、上下水道事業、河川管理事業等	それぞれの業務従事者

【区分1】 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務に従事する者

【区分2】 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

【区分3】 民間の登録事業者と同様の業務

「特定接種の対象となり得る業種・職務について（予防接種に関するガイドライン案）」より引用

接種対象者（２）

- 危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更にもその際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。【政府行動計画 基本的な方針】
- 国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報及び社会情勢等の全体状況を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定接種を実施することを決定する。
【政府行動計画 海外発生期】
- 国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報、プレパンデミックワクチンの有効性、ワクチンの製造・製剤化のスピード、国民から求められるサービス水準、住民接種の緊急性等を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて特定接種の総枠やその対象や順位を決定するなど、基本的対処方針において、特定接種の具体的運用を定める。
【政府行動計画 海外発生期】



特定接種のワクチン総数を基に、「総枠調整率」等で配分割合を算出

①全従業員のうち「登録の基になる業務に直接従事する者」の数 × ②常勤換算 × ③総枠調整率

接種体制

対象者	接種体制
医療提供業務従事者	勤務する医療機関で実施
登録事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・企業内診療所又は地域の医療機関の協力を得て実施 ・事業者団体ごとの集団的接種により実施
国家公務員	所属機関で実施
地方公務員（本市職員）	所属機関で実施

集団的接種を原則として、速やかに接種できるよう接種体制を構築

③平成21年の経験及び医療従事者確保の観点から、本市に
従事する医師により、本市保健センター等で実施する。

住民接種の接種体制

接種対象者

- 全ての市民が対象となるが、ワクチン供給開始から全国民（市民）分の供給までには一定の期間を要するため、接種順位を決定する際の考え方をあらかじめ整理し、重症化しやすい者等、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、政府対策本部が決定する。
- 接種順位は、重症化・死亡を可能な限り抑えることに重点をおいた考え方が考えられるが、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされている場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮すると、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方やこれらの考え方を併せた考え方もある。（7ページ参照）

分類	概算数
医学的ハイリスク者 呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者 【○基礎疾患を有する者 ○妊婦】	約10万人
小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）	約23万人
成人・若年者	約78万人
高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）	約36万人

- ① 政府行動計画、京都府行動計画で示された接種の考え方を踏まえ、あらかじめ優先接種対象者（ワクチン需要量）を把握
- ② 国及び京都府、京都府医師会等の協力を得ながら、速やかにワクチンを接種することができるよう、接種対象者に応じた接種体制を検討する。

接種体制

- 緊急事態宣言時は、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条の規定（臨時の予防接種）による予防接種とし、緊急事態宣言がない場合は、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）として、原則として集団的接種により、全市民が速やかに接種することができる体制を構築する必要がある。
- ③本市は、速やかに接種することができるよう、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、京都府医師会等、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について検討、準備を進める。



- ④本市は、国、京都府及び京都府医師会等の協力を得ながら、本市の区域内に居住する者に対し、一斉接種又は協力医療機関での個別接種、あるいはその組み合わせにより、予防接種を実施する。

住民接種の接種順位の考え方（政府行動計画）

1 重症化，死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

○成人・若年者に重症者が多い場合（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）



①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者

○高齢者に重症者が多場合（医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）



①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者

○小児に重症者が多い場合（医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）



①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

2 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

○成人・若年者に重症者が多い場合（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）



①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者

○高齢者に重症者が多い場合（医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）



①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

3 重症化，死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ，あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

○成人・若年者に重症者が多い場合（成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）



①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

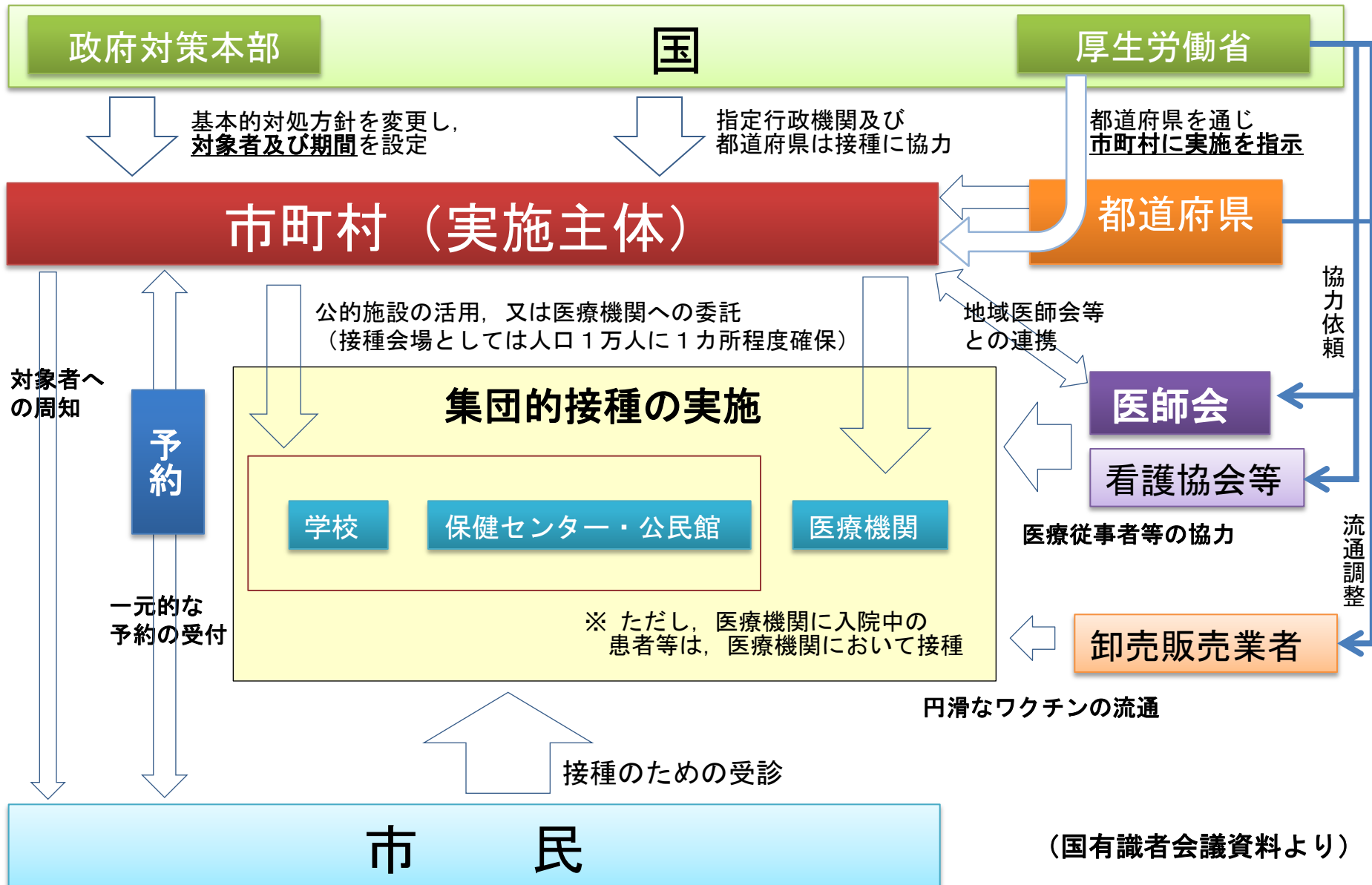
○高齢者に重症者が多い場合（高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）



①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

接種順位は，発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ，政府対策本部が決定する。

【参考】住民接種の接種体制の概要



住民接種の接種体制のシミュレーション

○接種対象者による接種体制(案)

【妊婦，基礎疾患を有する者】

医療機関で主治医が個別にワクチンを接種する。

【小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）】

予防接種協力医療機関（約1,400箇所）で及び一斉接種協力機関での個別にワクチン接種する？

【成人・若年者】

小学生，中学生，高校生及び大学生については，校医等による学校での集団接種？

従事者100人以上の事業所については，産業医等による事業所での集団接種？

予防接種協力医療機関（約1,400箇所）又は一斉接種協力機関での個別にワクチン接種する？

在宅要援護者については，訪問による個別接種を行う？

【高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）】

予防接種協力医療機関（約1,400箇所）又は一斉接種協力機関での個別にワクチン接種する？

社会福祉施設の入所者については，嘱託医等によりワクチンを接種する。

○医療従事者の試算

- ・ 予診を行う医師1名及び接種を行う医師1名を中心とし，これに看護師，保健師等の補助者2名以上及び事務従事者若干名を配して班を編成し，各班員が行う業務をあらかじめ明確に定めておく。（定期の予防接種実施要領）
- ・ 上記の接種体制で，1チーム1時間あたり40回接種（医師1人1時間あたり20回接種）を想定する。

検討事項

★医療従事者等の体制や，接種の場所，接種の時期の周知・予約等，接種の具体的な実施方法。

★学校や事業所での集団接種を受けることができない対象者への対応

★他の市町村の住民に対する接種（学校，事業所，社会福祉施設等）に係る調整

★その他

平成21年の取組実績や，今後国から示されるモデル等を参考に，マニュアルで検討を進める。

本市行動計画における主な取組(案)

【未発生期】

(4) 予防・まん延防止

【特定接種】

- 本市は、国が定める特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領に基づき、登録作業に係る周知等に協力する。(保健福祉局、関係局)
- ★ 本市は、特定接種の対象となる本市職員等を把握する。(行財政局、保健福祉局)
- ★ 本市は、本市職員等について、国からの要請に基づき、集団的接種を原則とする特定接種が速やかに実施できるよう、本市保健センターでの接種体制を構築する。(行財政局、保健福祉局)

【住民接種】

- ★ 本市は、政府行動計画、京都府行動計画で示された接種の考え方を踏まえ、あらかじめ優先接種対象者（ワクチン需要量）を把握するとともに、国、京都府及び京都府医師会等の協力を得ながら、接種対象者に応じた接種体制を検討し、市民に対し速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図るための検討を行う。
(保健福祉局)
- 本市は、速やかに接種することができるよう、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、京都府医師会等、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。(保健福祉局)

【情報提供】

- 本市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。(保健福祉局)

【海外発生期】

(4) 予防・まん延防止

【特定接種】

- 本市は、国の基本的対処方針を踏まえ、国と連携して、本市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。特定接種は、期限を設定し、本市保健センターで実施することを原則とする。
(行財政局、保健福祉局)

【住民接種】

- 本市は、国と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。(保健福祉局)
- ★ 本市は、一斉接種又は協力医療機関での個別接種、あるいは両者の組み合わせ等、接種対象者に応じた接種体制構築の準備を進める。(保健福祉局)

本市行動計画における主な取組(案)

★…本市独自の取組項目

【国内発生早期】

(4) 予防・まん延防止

【特定接種】

- 本市は、ワクチンが確保された場合、特定接種を進める。(行財政局, 保健福祉局)

【住民接種】

- 本市は、市民への接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始する。
(保健福祉局)
- 本市は、接種の実施に当たり、国、京都府及び京都府医師会等と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、本市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。(保健福祉局)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- 本市は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する(保健福祉局)

【国内感染期】

(4) 予防・まん延防止

- 本市は、国内発生早期の対策を継続し、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(保健福祉局)

【緊急事態宣言時】

- 本市は、国内発生早期の対策を継続し、特措法第46条に基づく住民接種を進める。(保健福祉局)

【小康期】

(4) 予防・まん延防止

- 本市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく臨時接種を進める。(保健福祉局)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- 本市は、国及び京都府と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。(保健福祉局)